

寒川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 7 号

寒川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

寒川町後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年寒川町条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「法第 55 条第 1 項」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、「病院等(同項)」を「病院等(法第 55 条第 1 項)」に改め、同条第 3 号中「法第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第 4 号中「法第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、「行つた同号」を「行った法第 55 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度分までの保険料については、なお従前の例による。